

静岡県公安委員会告示第30号

静岡県銃砲刀剣類所持等取締法施行細則（平成21年静岡県公安委員会規則第11号）第2条に規定する医師として次の者を指定したので、同規則第3条の規定に基づき公示する。

なお、医師の指定（令和2年静岡県公安委員会告示第29号）は、廃止する。

令和3年4月30日

静岡県公安委員会委員長 小長谷 修 誠

診断の対象者	勤務する病院の名称	病院の所在地	医師の氏名
銃砲刀剣類所持等取締法 (昭和33年法律第6号。以下「法」という。) 第5条第1項第3号に規定する政令で定める病気(銃砲刀剣類所持等取締法施行令(昭和33年政令第33号)第8条第3号に規定する病気を除く。)にかかっている者並びに法第5条第1項第4号及び第5号に掲げる者	医療法人十全会 聖明病院 社会福祉法人聖隸福祉事業団 総合病院聖隸三方原病院 地方独立行政法人静岡県立病院機構 静岡県立こころの医療センター	富士市大渕888番地 浜松市北区三方原町3453番地 静岡市葵区与一四丁目1番1号	古川 愛造 西村 克彦 大城由紀子 栗田 大輔 市川 太祐 佐久間俊一 村上 直人 大橋 裕 村上 牧子 梶塚 正誠 五條 智久 鈴木 健一 黄 天寧 渡邊 瑞衣 小倉 絵美 小出由梨香 宇佐美梨奈
銃砲刀剣類所持等取締法施行令第8条第3号に規定する病気にかかっている者	公益財団法人復康会 沼津中央病院	沼津市中瀬町24番1号	杉山 直也 長谷川 花
	医療法人社団リラ 溝口病院	静岡市葵区長沼647番地	溝口 明範 寺田 修 西村 勉
銃砲刀剣類所持等取締法施行令第8条第3号に規定する病気にかかっている者	独立行政法人国立病院機構 静岡てんかん・神経医療センター	静岡市葵区漆山886番地	西田 拓司
介護保険法(平成9年法律第123号)第5条の2第1項	地方独立行政法人静岡県立病院機構	静岡市葵区与一四丁目1番1号	大橋 裕 梶塚 正誠

に規定する認知症である者

静岡県立こころの医療センター

五條 智久